

松崎町告示第 8 5 号

松崎町起業等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 5 日

松崎町長 深澤 準弥

松崎町起業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内産業の振興、雇用の促進及び移住定住の促進による地域の活力の増加と経済の活性化を図るため、町内で起業する者及び事業展開する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和 33 年松崎町規則第 2 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「事業者」とは、町内において事務所、店舗、旅館、民宿、工場、作業場、その他これらに準ずるもの（以下「事業所等」という。）を設置し、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業その他の業種（以下「商工業等」という。）を営む個人又は法人その他の団体（同項に規定する規模を超える者を含む。）をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は、除くものとする。

ア 農林漁業（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。）を営む者

イ 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）を営む者

ウ 学校教育業を営む者

エ 医療業のうち病院、一般診療所又は歯科診療所を営む者

オ 娯楽業を営む者

- カ 競輪、競馬等の競走場、競技団又はそれらに関連する予想業等を営む者
- キ パチンコホール、スロットマシン場、射的場等を営む者
- ク 集金業又は取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。)
- ケ 易断業又は観相業を営む者
- コ 宗教団体、政治団体、経済団体、文化団体等
- サ 公務及びこれに類する事業を営む者
- シ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行う者
- ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条に規定する営業を行う者
- セ その他町長が適当でないと認める者

(2) 「起業する者(以下「起業者」という。)」とは、事業者のうち所得税法(昭和 40 年法律第 33 号) 第 229 条に規定する開業等の届出又は法人等の設立により事業所等を設置し、新たに事業を開始する者をいう。

(3) 「事業展開する者(以下「事業展開者」という。)」とは、既に町内に事業所等を有する事業者のうち所得税法第 229 条に規定する開業等の届出により既存事業と異なる新たな事業を開始する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる起業者及び事業展開者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業を 5 年以上の期間において継続して行う見込みがあること。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度内において事業を開始すること。
- (3) 国、県等の許認可を要する事業である場合は、既に当該許認可を受けていること又は受けることが確実であること。
- (4) 事業所等を設置する、又は事業を実施する場所が存する自治会の理解が得られていること。
- (5) 他の者が営んでいた商工業等を継承して事業を行う者でないこと。
- (6) 仮設又は臨時の事業所等を設置して事業を行う者でないこと。
- (7) 事業主若しくは代表者が本町に住所を有していること、又は事業を開始する日までに本町への住民登録を行うこと。
- (8) 町税等の滞納がないこと。

2 補助金の交付は、同一の事業者につき 1 回限りとする。ただし、事業所等借上事業については、別表の補助対象経費の範囲内において、次年度においても交付できるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとする。ただし、他の制度による補助金の交付を受ける場合は、当該補助金に係る補助対象経費を除くものとする。

2 商工業等がフランチャイズ契約及びこれに類するものにより営まれる場合は、前項の経費のうち事業者が負担するものについてのみを補助の対象とする。

3 申請事業者自らが施工し、又は納入する場合の経費は、補助の対象としない。

(補助の要件)

第5条 事業所等が賃借によるものである場合は、当該事業所等の増改築等についてその所有者の同意を得なければならない。

2 本補助金により実施される事業は、町内の業者において施工され、又は納入されるものでなければならない。ただし、町内の業者により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 起業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 資金状況調べ（様式第4号）
- (5) 位置図、計画平面図その他必要となる図面
- (6) 見積書の写し（起業者による事業所等借上事業の場合は、賃貸借料がわかる書類の写し）
- (7) 設備、機械、備品等の仕様がわかるカタログ又は書類の写し
- (8) 開業等届出書又は登記事項証明書の写し及び事業主又は代表者の住民票の写し（交付申請時に提出できないときは、実績報告時に提出すること。）
- (9) 事業箇所の現況がわかる写真
- (10) 他の制度による補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の詳細がわかる書類の写し
- (11) その他町長が必要と認める書類

(ヒアリング調査)

第7条 町長は、申請者から前条の申請があった場合は、速やかに当該事業者に対するヒアリング調査を実施するものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、当該申請が適当であると認めたときは、起業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付を決定する際の条件は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（3）補助事業により取得した財産については、町長の承諾を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（4）町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

（5）補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運営を図らなければならない。

（6）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

（変更の承認申請）

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（1） 起業等支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）

（2） 変更事業計画書（様式第2号）

（3） 変更収支予算書（様式第3号）

（4） その他町長が必要と認める書類

（実績報告）

第11条 補助対象事業者は、当該補助事業が完了した時は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（1） 起業等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）

- (2) 事業実績書（様式第2号）
- (3) 収支決算書（様式第3号）
- (4) 資金状況調べ（様式第4号）
- (5) 事業費の明細書
- (6) 領収書の写し
- (7) 実施中及び実施後（完成）の写真
- (8) 開業等届出書又は登記事項証明書の写し及び事業主又は代表者の住民票の写し（交付申請時に提出していない場合）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

（交付の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該事業の完了を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、起業等支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助対象事業者は、補助金交付確定通知書を受領後、請求書（様式第9号）により町長に補助金の請求を行うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があるときは、概算払の請求をすることができる。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第14条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、既に補助金を交付した者について、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について期限を定めて返還を命ずるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費		補助額（率）
事業所等 整備事業	事業所等 整備	事業所等の新築又は増改築及び付帯工事に要する経費	1 事業所等につき補助対象経費（20万円以上のものに限る。）の2分の1以内とし、100万円を限度とする。
	設備等導入	事業を営むために直接必要となる設備、機械、備品等の新規導入又は更新に要する経費	
事業所等 借上事業	商工業等の拠点となる建物の賃貸借契約書に明記された賃借料（共益費等の付帯経費を除く。補助金の交付の決定を受けた日の属する月から1年分に限る。）		1 事業所等につき賃借料の2分の1以内とし、月額3万円を限度とする。

（注）

- 1 算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 事業所等が住居を兼ねている場合は、当該住居に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。
- 3 設備等導入における補助対象経費には、浄化槽、車両その他間接的な経費と認められるものに係る経費を含まないものとする。
- 4 事業所等借上事業については、対象となる月の属する年度毎に補助金交付の申請等の手続が必要です。